

通常学級における軽度発達障害児の実態と支援 ～愛知県における～

田 中 良 三

はじめに

2007（平成19）年度より、特別支援教育制度がスタートする。それは、これまでの「障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る」ものである。「特別支援教育」とは、「従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの」と言われる。従来の盲・聾・養護学校と小・中学校における特殊学級に限った「場の教育」から、幼稚園から高校までのすべての学校が障害児に対する全体的・総合的な対応を図っていかねばならない^(注1)というインクルージョンの教育原理に大きく転換したことは、わが国の公教育史上、画期的な出来事であると言わなければならない。

本論では、特別支援教育の制度化に向けた愛知県における特別支援教育推進体制事業とそこで明らかになった通常学級に在籍する軽度発達障害児の実態と支援について検討する。

1 愛知の特別支援教育体制推進事業

平成17年度、愛知県の「特別支援教育体制推進事業」の概要は次のようである。

<事業の目的>

盲・聾・養護学校や特殊学級などに在籍する特殊教育対象の児童生徒とともに、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する教

育的支援を行なうための特別支援教育体制づくりを推進する。

<事業の内容>

1. 地区特別支援教育連携協議会の設置

(1) 目的 ア.市町村ごとの支援体制の整備

イ.関係機関との連携やネットワークの形成

※新城設楽教育事務所と東三河教育事務所は合同で設置する

(2) 構成 (11名)―以下省略

(3) 教育事務所の役割―以下省略

2. 巡回指導の実施

(1) 目的

県内の小・中学校に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等への教育的支援を行う

(2) 実施内容

学識経験者及び県立知的障害養護学校の教員等で構成する「専門家チーム」が市町村からの要請に基づき、小・中学校を巡回して指導助言を行う。

ア.定期巡回 124校（各学期1回）

イ.求めに応じた巡回 219校（年1回）

(3) 各小・中学校の対応―以下省略

(4) 教育事務所の役割―以下省略。

3. 専門家チームの研修―以下省略

盲・聾・養護学校による小・中学校への巡回指導は以下のように実施予定である。

<表1> 巡回指導対象学校数

教育事務所別 巡回エリア	定期巡回校(学期1回)		求めに応じた巡回 (年1回)	学校数合計	全学校数	全児童 生徒数
	小学校	中学校				
尾張教育事務所	20	15	63	98	329	158,569
海部教育事務所	12	6	18	36	71	29,587

知多教育事務所	15	5	24	44	120	53,506
豊田加茂教育事務所	14	4	24	42	115	43,226
西三河教育事務所	13	3	44	60	192	97,049
新城設楽教育事務所 東三河教育事務所	15	2	46	63	204	69,702
(合計)	89	35	219	343	1,031	451,639

<表2>教育事務所別エリア担当盲・聾・養護学校及び教員数

教育事務所名	所属盲・聾・養護学校		教員数
尾張教育事務所	一宮東養護学校 6 春日台養護学校 6	名古屋盲学校 3、名古屋聾学校 3 千種聾学校 2、名古屋養護学校 4 小牧養護学校 4	28
海部教育事務所	佐織養護学校 6	一宮聾学校 2、一宮養護学校 4	12
知多教育事務所	半田養護学校 6	春日井高等養護学校 2、港養護学校 4、ひいらぎ養護学校 3	15
豊田加茂教育事務所	三好養護学校 6	豊田高等養護学校 2、豊田養護学校 3、大府養護学校 2	13
西三河教育事務所	安城養護学校 6	岡崎聾学校 3、岡崎養護学校 4	13
新城設楽教育事務所 東三河教育事務所	豊川養護学校 6	岡崎盲学校 3、豊橋聾学校 2 豊橋養護学校 4	15
(合計)	42	54	96

また、平成18年度は、前年度の事業をほぼ継続して実施されている。

<事業の目的>

小中学校の通常の学級に在籍するLD,ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対する教育的支援を行なうための特別支援教育体制づくりを推進する。

<事業の内容>

1. 愛知県特別支援教育連携協議会の設置
2. 地区特別支援教育連携協議会の設置<6地区7協議会>
3. 巡回指導の実施

(1) 目的

県内小・中学校に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等への教育的支援を行う。

(2) 実施内容

県立盲・聾・養護学校の教員等で構成する「専門家チーム」が市町村からの要請に基づき、小・中学校を巡回して指導助言を行う。

<表1> 巡回指導対象学校数

教育事務所名	平成18年度訪問予定回数
尾張教育事務所	89
海部教育事務所	39
知多教育事務所	45
豊田加茂教育事務所	42
西三河教育事務所	49
東三河教育事務所、新城設楽教育事務所（設楽支所）	51
（合計）	315

<表2> 教育事務所別エリア担当盲・聾・養護学校及び教員数

教育事務所名	所属盲・聾・養護学校		教員数
尾張教育事務所	一宮東養護学校 4	名古屋盲学校 3、 小牧養護学校 2	9
	春日台養護学校 4	名古屋盲学校 2、名古屋聾学校 2 千種聾学校 2	10
海部教育事務所	佐織養護学校 4	一宮聾学校 2、一宮養護学校 3	9
知多教育事務所	半田養護学校 4	春日井高等養護学校 2、港養護 学校 3、ひいらぎ養護学校 2	11
豊田加茂教育事務所	三好養護学校 4	豊田高等養護学校 2、豊田養護 学校 2、大府養護学校 2	10
西三河教育事務所	安城養護学校 4	岡崎聾学校 2、岡崎養護学校 3	9
新城設楽教育事務所 東三河教育事務所	豊川養護学校 4	岡崎盲学校 2、豊橋聾学校 2 豊橋養護学校 3	11
（合計）	28	41	69

4. 研修の実施

- (1) 管理職研修—県内の小中学校校長又は教頭。半日日程。1/2参加。
- (2) 発達障害児研修(一般教員対象)—三河部と尾張部。半日日程。全員参加。
- (3) 特別支援教育コーディネーター研修(7地区ごとに実施)—半日日程。1/2参加。
- (4) 専門家チーム研修—2回実施。半日日程。1回目は1/2参加、2回目は全員参加。

2 愛知県内小中学校における軽度発達障害児の実態

愛知県内「小・中学校におけるLD,ADHD、高機能自閉症等の児童生徒の実態調査」結果(愛知県教育委員会特別支援教育課調べ)は次のようである。

<調査対象> 名古屋市を除く県内の全小・中学校の児童生徒(1,031校、451,639人)

<調査期間> 平成17年10月20日～平成18年1月13日

<調査方法> 学級担任を含む複数の教員で実施(校内委員会等で検討)

<調査結果>

- (1) LD,ADHD、高機能自閉症等と考えられる児童生徒の割合(愛知県全体)

小学校	中学校	計
2.75%	1.89%	2.48%

- (2) 内訳(愛知県全体)

考えられる障害	小学校	中学校	計
LD	0.52%	0.41%	0.49%
ADHD	0.66%	0.49%	0.60%
高機能自閉症	0.48%	0.30%	0.42%
LD+ADHD	0.53%	0.35%	0.47%
ADHD+高機能自閉症	0.20%	0.09%	0.17%
LD+高機能自閉症	0.09%	0.07%	0.08%
LD+ADHD+高機能自閉症	0.28%	0.18%	0.25%

<備考>

- ・本調査は、平成14年度に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」と同じもので実施。
- ・本調査は、教員の回答に基づくものである。ただし、すでに医師による診断を受けた児童生徒の数も回答数の中に含んでいる。
- ・本調査は、通常の学級に在籍する児童生徒を対象としている。

2005年度、愛知県教育委員会より、「愛知県特別支援教育推進体制事業」の「地域アドバイザー」の委嘱を受けた私は、知多地区特別支援教育連携協議会の会長を務めるとともに、知多地区の小学校に、「専門家チーム」のメンバーとともに巡回指導に参加した。下記の表は、私が関わった知多地区の巡回指導先とそのケースである。

	全校児童数	学級数	軽度発達障害が疑われる子	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
1. 東浦町立石浜西小学校	302	12	10	2 (1)	2 (1)	0	2 (1)	4 (2)	0	(5)
2. 大府市立大府小学校	1,150	34 (通級1)	35	1 (1)	3 (1)	11	5	10	5	(2)
3. 阿久比町立東部小学校	282	13 (障級1)	12	4	0	3 (1)	4 (2)	1	0	(3)
4. 大府市立神田小学校	351	14 (障級1)	14	4 (2)	4 (1)	3	1	0	2 (2)	(5)
5. 東海市立横須賀小学校	987	33 (障級2)	32	? (2)	? (1)	?	?	?	?	(3)
6. 南知多町立大井小学校	171	13 (障級1)	?	(3)	(1)					(4)
7. 常滑市立常滑東小学校	480	? (障級1)	?	(3)	(1)					(4)
8. 半田市立宮池小学校	985	29 (障級2)	?	(1)	(1)	(1)				(3)
9. 東海市立平洲小学校	912	26 (障級1) 通級16名	?		(1)	(2)				(2)
10. 美浜町立河和小学校	581	?	?			(1)	(1)			(2)
(計)				(13)	(8)	(5)	(4)	(2)	(2)	(34)

() は、巡回相談の児童数

以上の中から、比較的、資料等が整っており、子どもの状況が把握しやすいと思われる一つの事例を取り上げる。この事例は、必ずしも巡回指導で観察した子どもたちの一般例とは言えないまでも、多かれ少なかれ共通する姿＝実態を示している。

3 アスペルガー症候群Aくん（3年生、男子）の事例

1) 授業中の様子

- ・意欲的に学習にとりくんでいる。挙手も多い。
- ・算数が得意。計算問題は速く正確に解くことができる。
- ・問題数が多くなると筆算の問題は書いてあるのに答えが書いてなかったり1問抜けていたりする。
- ・国語では情景を想像したり気持ちを考えたりする学習において、時々突拍子もないことを言うことがある。

<総合学習のオリエンテーションの時>

「この学習は今後ずっとあるよ。」と話し始めたところで、即、手を挙げて「質問がある。」と言う。「最後まで聞いてから質問してね。」と言って、総合学習についての学習内容やとりくみ方について話をした。Aくんはその間もずっと手を挙げたままなので、「降ろしていいよ。」と言っても「気になる。」といって降ろさずにいた（一番前の席）。話し終わって、「質問はありますか。」と言ってAくんをあてたところ、「(総合学習は)大学にもありますか」と言うので、「(大学には)ありません。」と言うと、「あーよかった。ずっと気になったた。」と言ってすわった。

<算数の少人数指導のグループ編成に際して>

放課中、教師の机の傍らに来て担任のすることを見ていた。少人数指導のグループ分けのプリントを見て、Aくんは「(自分は絶対に)コスモスコースだ」、「あいつはバカだから、ヒマワリコースだな」と、通りすがりの子の名前を次々にあげて喋る。「バカって言われた人は怒れちゃうから言わないの。」と釘をさすと、「バカはバカだから、仕方ないじゃないか」と言い、「何だよ」といって担任の頭を突つつく。

<習字の時間>

床にいっぱい墨をつけたので、近くの女の子がAくんに拭くように言ったところ、「俺じゃない」と言い張るので、「Aくんのすぐ足元だよ」と言っても「俺じゃない」と言って怒るので、その女の子が担任に言いに来た。そこで、担任が、墨をこぼしたらきちんと拭くように言って、Aくんの周りの子どもたちが付けた所を「ここも、ここも」と順に指摘しながら、後ろの方に座っているAくんの汚れを指摘したら、すぐに雑巾をとってきて拭いていた。自分だけ悪く言われることが嫌なようだ。

2) 生活の様子

・忘れ物をすると、すぐに担任の傍に駆け寄って言いに来る。Aくん：「かばんの中にちゃんと入れたのに、ない。」担任：「忘れたんだね。」Aくん：「違う。ちゃんと入れたのに、入っていない。」初めの頃は、意味が分からなくて何回もこのように同じようなやり取りを繰り返していました。今は、「それを忘れ物と言います。」と言うようにしている。だいぶん引くようになってきたが、まだ「ちゃんと入れたんだけど、無いんだ」と言い続けている。

・給食時、担任の所に何回も来て「唇が痛い。」という。担任：「舐めないで。気持ちが悪かったら洗ってね。」Aくん「洗っても痛い。」担任：「あとは我慢するしかないよ。」Aくん：「我慢しても痛い。」……。こういう会話が繰り返される。そのうち、多分、給食のおかずが嫌いなんだと思い、みんなに「時間になったので、頑張っても食べられない人は残していいよ。」と言うと、さっと席に戻り、おかずを残した。

・すれ違いざまに友だちの頭や背中を叩いたりすることが良くある。Aくんは、何か喋りながらにこにこしているが、叩かれた方は意味がわからず怒っている。今のところ、けんかは無い。

・放課中は一人で過ごしていることが多い。時々、遊びに誘ってもらっても、自分がしていることのペースを変えようとしない。担任のあとをついて歩いていることが多い。

3) プロフィール

・「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関するチェック表」は、省略。

- ・知能検査（WISC-Ⅲ）--- 全検査IQ 114、言語性IQ 118、動作性IQ 107
- ・＜特異な状況（学習）＞ 教研式知能検査（偏差値）69、教研式学力検査（NRT）

国語67，算数65。算数は1年生時オールA、2年生時Aが3つ、Bが1つ。国語はBが多い。感想をまとめる学習が苦手。ノートの字が乱雑。＜特異な状況（その他）＞人と話す時、距離感がない。相手の目の前であろうと平気で鉛筆を持ったまま近づいたり紙を振り回したりする。ハイテンションになると甘えて教師をたたいたりする。自分が1番であることに執着する。できないことに関しては言い訳が多い。食べ物の好き嫌いが激しい。気になることがあるといつまでもこだわる。（「相談児童生徒個人票」より）。

4) 「個別記録シート」

＜担任として困っていること＞

- ・自分の非が認められない。自分の正当性を最後まで言い張るために、トラブルとなる。
- ・人の気にするようなことを、本人の前で平気で言う。
- ・すぐに手が出る。人と話す時、距離感がない。

＜児童の長所＞

- ・学習意欲があり、自分の課題はしっかりやりとげることができる。
- ・給食当番のおかずの配膳が得意。

＜児童の様子＞

（教科学習）

- ・ノートの字が乱雑で読みにくい。
- ・学習には意欲的に取り組むが、自分が一番であるとか、人よりできているかということが、大変気になる。

（生活・行動）

- ・話を聞いてほしい時、待つことができにくい。また、時と場を考えず、席を立てて質問をしに来る。
- ・人と話す時、接近しすぎる。
- ・話しているとき、すぐに手が出る。

- ・給食の好き嫌いがはげしい。
- ・自分の失敗を、頑なに認めようとしない。

（対人関係）

- ・下校時、幼稚園の時からの子の友だちとしか帰ることができない。
- ・児童会や学級での集団あそびの場面では、その場を離れることはないが、多くの友だちと関わろうとしない。

＜これまでの対応＞

- ・食べられないものを残す言い方を教えた。
- ・連絡帳をチェックし、きれいに書いていけばシールをはる。
- ・縦の線からはみださないように書くことを目標にしている。
- ・待たせた後は、必ず話を聞く。
- ・わかりやすく話す。
- ・人と話す時は、前をならえの距離をとることを教えた。

＜今考えられる対応＞

- ・漢字ノート、連絡帳の点検をし、シールをはる。
- ・質問したい時は、自分の席から挙手をさせる。
- ・人と話す時に、接近しすぎているときは、「50センチ」と合図をおくり、間隔をとらせる。
- ・嫌いなものは、食べる前に少なくし、残さず食べるようにさせる。
- ・話しているうちに、すぐに人をたたくことについては、その都度、きちんとたたかないことを伝える。

＜家庭での様子＞

- ・下校後は、ずっと家から出ない。一人で遊んでいることが多い。時々、妹と遊んでいる。
- ・ブロックなどで遊ぶと、同じものばかりつくる。雑誌などの見本を見て作るように言うと、変えようとする。

＜養護教諭・少人数指導担当・専科・学年担当・クラブ委員会担当等の観察＞

（少人数指導担当教師の話）

- ・特に問題は感じないが、少し変わった子という印象を受けた。

- ・話し方が、少し変わっていると感じた。

(通学団担当教師の話)

- ・他の子のように、意見を言うわけでもなく、一人でぶつぶつ言っていることが多い。

- ・班編成など変更があると、わけがわからなくなり、泣いたり、固まったりして動かなくなってしまう。

- ・そばの子にさわったり、近寄ったりしてごそごそしている。

4 巡回訪問指導 (K市K小学校) による相談事例

次に、私が講師として参加した「平成18年度 専門家チーム研修会」(2006年8月4日)における巡回指導事例報告を取り上げる。

(1) A (3年生、男、ADHDの疑い)

ア) 授業の様子 (40分間観察)

離籍することはなかったが、椅子の上にしゃがんでいることが多い。サポーターの教師が2m程離れたところから本児を見守り、ときおり声掛けをする。その声掛けに対し、本児は母親とのかかわり方と同様な感覚をもつようであり、言うことをきかない。また、木材に名前を書く際「早くチェーンソーを貸してくれ」と関連している事柄を言っているにもかかわらず、教師から注意を受けていた。興味・関心のある事柄から行動してしまい、教師の指示とは違う行動をしている。言葉のみの指示が多く、本人が分からないことばもあるようであった。担任とサポーターの教師の連携不足も感じる。

イ) 相談内容

突発的に悪気はないが、悪いことをしてしまう。興奮すると手がつけられなくなる。サポーターの教師がいるが、担任との連携も含めて児童への支援について話をしていきたい。

両親は周りの子と違うとは感じているが、厳しく教えていけば改善されると考えている。とくに母親は厳しく教えているようである。

ウ) 懇談内容及び今後の課題

本児は家庭環境からも考えられるが、自己否定感が強く、自信をつけ自己肯

定感を高めてあげることが大切である。この2年間で将来の分かれ道であるので、十分気をつけて支援をしなければならない。

他害から自傷に変化してきているので、自分に向かっていくことはよくない。声掛けも重要である。「～しかできなかった」ではなく、「～もできた」というような声掛けをするとよい。いろいろと探りながら試してみて良い方法を考えることが重要である。

家庭でのしつけ等をよく聞き、両親にも「このようにするとできますよ」と学校での様子を伝えながら、両親の支援の在り方を共通認識する必要もある。担任やサポーターのかかわり方を共通認識し、連携しながら場面に応じて接し方を変化させるとよい。サポーターの先生は、まずは共感してから、言って欲しいことを伝えるようにするかかわり方をして欲しい。

(2) B（6年生、男、ADHDの疑い）

ア) 授業での様子（約10分間観察）

個別の算数のプリントをしており、Bはとても集中して課題に取り組んでいた。昨年度の様子（きょろきょろとして、隣の児童の解答を見るなど）とは違う印象を受ける。

イ) 相談内容

Bに関しては、昨年度から相談を行い、今年度は非常に落ち着いている。担任は「もう大丈夫」と感じているということであった。

ウ) 懇談内容及び今後の課題

相談の様子を見ても、非常に落ち着き、個別の課題プリントに取り組んでいた。学校生活全般で同じような状況であるということであった。ただし、一見良い状態になったように見える場合でも、様々な配慮や支援に関しては、良くなったからといって止めてしまうのではなく、引き続き支援を続け、また新しい課題が出てきたときに対応できるようにしておくことが必要である。

(3) 1年生の児童4名（すべて男）

ア) 授業での様子（約30分間観察）

C→授業に積極的に参加していたが、落ち着きはない。教師の質問には、解答できていた。

D→授業のスピードについていっておらず、個別の指示が必要である。

E→きちんと座ることが難しく、集中力がなかった。机の上が散乱したままである。質問の理解が難しい。

F→積極的に授業には参加している。授業での質問に対し、口頭では答えているのに、ノートには書けていなかった。

イ) 相談内容

就学相談の折に5・6名の気になる児童がおり、今回はそのうちの4名を見ていただきたい。その子ども達の支援について教えていただきたい。

ウ) 懇談内容及び今後の課題

1年生に関しては、他の児童もまだまだ学校生活に慣れていないこともあり、落ち着きがないことや話を聞けないことに関しては、もう少し様子を見ながら、その行為に対してアプローチをしていくしかない。ただし、Dに関しては他児童との違いが強いようであるので、個別の支援が必要になってくるかもしれない。Dの保護者に他の児童との違いについて伝えるのは、もう少しはつきりした段階で行っていく。

他に気になる児童が2名いるが、担任からは名前があがらなかった。しかし、その児童についても様子を見ていく必要があることを伝える。

5 軽度発達障害児の諸行動と対応

次に取り上げる事例は、私が助言者として参加した「平成18年度 尾張地区特別支援教育コーディネーター研修会」(2006年10月18日)での事例発表にもとづく。ここでは、パニックなど子どもたちの個々の実態=状況に応じてどのように対応するかを校内の全職員で確認をするための資料としてまとめられたものである。

子どもの行動事例	対応
<p>①精神的に幼く、自分の重いと違うことがおきると、それを受けとめられない。例えば、掃除中にバケツの水がこぼれてしまったら、「なんでこぼれるんだ。」と怒りだし、バケツを放り投げてしまう。授業中に応用問題で少し考えても分からないと、プリントをぐちゃぐちゃにして「もういい。帰る。」と言って席を立ってしまう。ちゃんとやりたいという言う気持ちはあり、しばらく時間が経つと新しいプリントをもらいに来る。そばについて解き方を教えると、納得して自分で問題を解いていくことが多い。</p>	<p>黒板に書くなど、目に見えるように工夫し、やるべきことを示し、わかるように伝える。みんなに対しての呼びかけだけでなく、その子個人に対しても声かけをする。パニックになったときは、保健室へ連絡する。養護教諭がいていれば、養護教諭が対応する。みんなはどういう見方・考え方・行動をするのかを教える。明確な指示やモデルを示し、適切な社会的行動のレパトリーを増やす。 (ソーシャルスキルトレーニング)</p>
<p>②友だちとの関わり方が分からず、相手が嫌がるほどちょっかいを出して怒らせて、追いかけるのを楽しんでいる。話を素直に聞こうとしない。授業中に教科書とノートを開くことが少ない。強く指導しようとする、パニックになる。ふらふらと立ち歩く。また友達が自分の筆を偶然踏んだだけで、かっとなり、なぐりかかったりする。運動場や体育館などでの集団行動は特にむずかしく、動き回ってじっとしてられないことが多々ある。教室では席を立って歩くときに、挑発されやすい児童にわざと通りすがりにちょっかいを出していく。友達ともめごとをおこしてけんかになることが多い。友達の手や足が偶然あたったことから、「やられたと思ひこみ、本気でやり返すこと原因であることが多い。やり返したりしているうちに本気になってかっとなり、かんかになる。注意をすると「知らん。」「分からん。」と言って、逃れようとする。強く叱ると教室から出て行く。</p>	<p>パニックは、周囲の不適切な対応や環境の不十分さによる二次的の反応で、原因は必ずある。前後の行動を分析し、その子の気持ちを推測し、仮説を立てると手立てがわかる。行動パターンをつかんで、先手を打ってコントロールしていくとよい。目に見える障害ではないので、友達から「わがまま」「言うことを聞かない」などと思えてしまう。障害であることを周りが理解し、手助けが必要。教師が、こんな風に接するryといいという、手本になり、それをクラスの子が見て真似をするようになる。パニックになったときは、職員室へ連絡をする。自分の落ち着く場所で、クールダウンをさせる。(どこで、どのようにクールダウンするか考え、自分でできるようにさせる。)空いている教師が対応するが、パニックのときは、何を話しても理解ができないので、教室以外の場所で、まずは落ち着かせる。</p>
<p>③アスペルガー症候群。名大病院に通院している。身の回りの整頓ができず、ランドセルや学習用具は置いたらそのまま、片付けない。教科書、ノート、プリント類も机の上に置いたまま、落ちてそのまま、周りの者が載せないとそのままである。落ち着いて椅子に座ってい</p>	

ることができず、窓のあたりや教師の傍など立ち歩く。教師用の机を勝手に開き、自由に、興味のあるもの、使いたいものを取り出す。自分の興味のあるものは、だれのものでも、持っていってしまう。長いもの、鍵、機械もの、目新しいものに興味が強く、すぐに触る。そして、持っていき（本人の言葉を借りれば『移動し』隠す。所在を尋ねても「知らない」というが、後で出てくることも多い。機械類はまず分解する。

自分の思うようにならなかつたり、注意を受けたりするとパニックになり、教室を飛び出す。行くところは、トイレ、外の手洗い場、観察池、図書館、相談室等である。パニックになったときには、何を言っても通じない。その間、いろいろな所で、いろいろないたずらをやってくる。特に、水を出しっぱなしにしたり、水をあふれさせたりするなど、水に関することが多い。

④「高機能自閉症」と診断されている。周りとのトラブルは少ないが、集団での取り組みが苦手である。一人で図書館へ行って本を読んでいることが多い。授業中、机に向かっていても、自分の世界に浸っており、学習に集中していない。こだわりが強いため、自分なりの手順で物事を進めないと穏やかではいられないことがある。朝や放課は教師によく話しかけてきて、一方的に虫や体のことなど、どんどん話しかけてくる。

こだわりが非常に強く、教室にいることが目標である。しかし、図書館で本を読んでいることが多い。居場所だけを確認し、職員室に伝える。無理に教室へいれず、話などして過ごし、この後どうするのか話をする。

⑤万引き等を行い、生活が乱れ、学校へ登校できない日が続いた。母親は親の役割ができず、祖母や叔母に連絡をして、やっと登校できるようになる。家を出ても、途中、後援で遊んだり、スーパーでいたずらをしたりして、学校を遅刻したり欠席したりした。捜しにいつて見つけてくることもよくあった。学校では、放課は平気であるが、授業中教室に入ることを嫌がる。かばんだけ教室に入れても、本人はみんなに見られない廊下で座っていることが多い、「保健室は1時間だけ」という約束している。放課は教

不登校、問題行動、学習不振、ネグレクト等、いろいろな問題を抱えている児童であるが、自閉傾向もあるのではないだろうか。4月から、別室（休憩室）で、一日過ごすようになる。朝、1日の目標（行うこと）を決め、学習等に取り組みさせる。個別対応をすると（1時間は続かないが）何とか学習にも取り組むことが出来る。そこで、空き時間の教師で、別室指

<p>師の手伝いをすることを好む。人のいない部屋であれば入って学習することが出来る。集団で行動することが出来ず、集会は、入り口で隠れていることが多い。</p>	<p>導の時間割を組んだ。担当教師の記入された時間割表を部屋に張り、そこに、一日の学習予定を入れるようにした。</p>
<p>⑥登校後、用具の片付けができない。毎時間の教材や配布物は、次から次へと机の上や下に広がり、その中で、思いついたときだけ学習に参加する、ノートをとったり、連絡帳を書いたりすることを面倒がり、何度も言わないと提出できない。思いついたままに行動するところがあり、目立つ児童についてまわりしたり、席を立ったり、床に寝そべったりすることがよくある。狭いところが好きで、授業中、ダンボールの中とか、掃除道具入れやロッカーの中に入ることを好む。注意を受けると素直に席に着くことが救われる。夜の家庭での生活のリズムが不規則なのか、5時間目になるとよく眠る。</p>	<p>今年度、新任教員が2人いるので、その2つのクラスを1週間交代で特別支援協力員の方に入っている。この子は、クラスの中では“困り感”のある子ではあるが、特に診断はされていない。したがって、特別支援協力員の方には、この子を中心に支援をしていただいているが、一人に付きっきりというわけではない。クラスに入って、副担任の感じで支援をしていきたい。</p>
<p>⑦幼いところはあるが、生活面ではなんら問題はない。性格はよく、友達もいる。係や当番の仕事もしっかりと行う。</p> <p>学習面では、とても問題が多く、算数の時間になると保健室へ行くことが多い。一桁の足し算ができない。机の下で指をつかい、一桁の計算を行う。それでもなかなかできない。筆算は、そばについて、やり方を教えながら行えば、なんとかできる。しかし、学習内容は定着しない。引き算や繰り上がり、繰り下がりのある計算は、ほとんどできない。やろうと努力するが、理解できず、途中で固まってしまう。文章題は、意味をとらえることができず、全くできない。</p>	<p>LDと診断されている。特に算数が苦手で、算数の学習になると、頭痛・腹痛の訴えがあり、保健室へ行くことも多い。そこで、母親と相談し（担任と母親、コーディネーターと母親）、算数の時間は、特別支援協力員に入ってもらい、授業の流れの中で、個別対応をしていただくことにした。新任教員2クラスとこの子の支援ということで、特別支援協力員の時間割を組んだ。記録をとる時間や校内巡回の時間、そして、担任との話し合いの時間を組み込んだ。</p>
<p>⑧普通の授業はよいが、作業を伴ったりすると、うまく授業を受けることができないことがある。音楽のリコーダーの練習の時、きちんと座ってられずに、床に寝転がっていることがよくある。持ち物忘れ（鍵盤ハーモニカ）がよくあり、気が乗らないと歌ったりせずに、歩き回ることが多い。朝から集中力が途切れてい</p>	<p>名市大病院でアスペルガー症候群と診断され通院中である。③もそうであるが、通院中の子どもについては、保護者を通じて、石との情報のやり取りを行う。例えば、学校から「個別の指導計画」を渡したり、医師の話伝えてい</p>

ることがあり、そんなときは、横についていないと何もしようとしない。また、グループ学習のときに、始めは積極的に参加しているが、知らない間に友達の前席にいつていることがある。黒板に物を貼ったり、実物を使った授業をしようと、すぐに前に出てきてテンションが高くなる。そして、担任が座るよう促してもなかなか座ることができない。わざと友達の嫌がることを言ったり、相手の気持ちを逆なでしたり、軽く叩いたり蹴ったりするなど友達に暴力的な行為をすることが多くある。理由を聞いてみると、何の原因もなく衝動的に動いてしまうようである。

ただいたりしている。また、直接、主治医と話し合いをもつこともある。3年前、直接会いに伺ったこともある。

集団の中での一斉指導は、無理な面もあるので、何かあったときには、職員室へ応援を頼んだり、取り出し指導をしたりして支援を行っている。

急な変更や非日常的なことへの対応が難しいので、そういったときは、保護者との連携がとても大切となってくる。事前に、出来る限りの情報を親に流しておくとうまくいくことが多い。

また、⑤については、教頭を中心に児童相談センターに通告・相談をし、現在は他の施設で勉強をしている。

おわりにーまとめにかえて

愛知県では、特別支援教育の制度化に向け、2003年度と2004年度は文科省指定のモデル事業を一宮市で実施し、それをもとに、2005年度と2006年度は県独自による「愛知県特別支援教育推進体制事業」を県下全域（名古屋市を除く）で実施した。私は、これに参加する機会を得て、実際に学校現場における軽度発達障害児の実態や取り組みの実際に接することができた。私は、20年前から軽度発達障害児に関わり、17年前には中学校卒業後どこにも行き場の無いこの子らの後期中等教育の場として無認可父母立の5年制高校「見晴台学園」の開校に関わり、それから12年間、学園長としてこの子らの教育の実践と経営に関わってきた（現在は、学園研究センター長を務めている）。このように、社会的に組織された教育の場における臨床経験と日本LD学会や日本特別ニーズ教育学会等における研究に関わってきたとはいえ、これから制度化される特別支援教育について、その出発に際して、実際に公教育の場＝学校現場にふれ、今後の具体的な姿をイメージ＝実感することができたことはきわめて幸運なこと

あったと言わなければならない。

愛知県では、すでに特別支援教育は始まっている。ここでは、地域や学校における特別支援教育システムづくりとともに、教育実践の取り組みも始まっている。そのなかで、実見し、実感した問題＝課題は次のようなことである。

- ① 通常学級にいる軽度発達障害児の支援には、多かれ少なかれ、通常学級に配置され直接彼らをサポートする人的体制が必要である。ここでは、補助要員の研修と学級担任等との連携を可能にする体制づくりが必要である。
- ② 各学校に配置される特別支援教育コーディネーターの役割の明確化と研修を通じた資質や力量の形成が求められている。
- ③ 特別支援学校が地域のセンター校として、責任をもってその役割を果たしていくためには、ことに愛知県にあっては、知的障害養護学校の過大・過密（いわゆるマンモス化）の解消が必要である。また、地域の小中学校を支援するスタッフの配置に必要な人的確保が必要である。
- ④ 就学前の保育園・幼稚園と小学校との連携、小学校と中学校との連携、幼稚園と高校における特別支援教育システムづくりが必要である。
- ⑤ 特別支援教育制度や軽度発達障害児について、校長など管理職をはじめとする教職員や保護者・地域住民の理解を図る啓蒙活動が必要である。^(注2)

21世紀の学校を大きく変革する可能性を秘めた特別支援教育には、今後、軽度発達障害児の教育を「居場所づくり」までの社会適応の範囲で止めるのではなく、彼らの個性の限りない伸長を志向する新たな「授業づくり」や「学校づくり」にまで挑戦していくことが求められている。

(注1) 現行の学校教育法第75条は、小中高に「特殊学級」をおくことができるという規定である。今回改正された学校教育法では、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする」(第75条)と述べ、新たに幼稚園をも含む学校に障害児の教育を義務づけた。また、「特別支援学級」については、同条の第2項で規定(任意規定)した。

(注2) 2006年6月15日、学校教育法等の一部改正法案が衆議院本会議で可決・成立した。これに先立つ参議院文教委員会で可決の際、以下のような附帯決議がされている〔参議院議事録2006年4月18日〕。

＜学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議＞

政府及び関係者は、国際的な障害者施策の潮流となっているノーマライゼーションやインクルージョンの理念を踏まえ、特別支援教育の定着・発展を図り、障害のある子ども一人一人のニーズに適切に対応した教育を保障するために、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、特別支援教育が、就学前教育から高等教育までのすべての学校において取り組まれるべきものであることから、すべての教職員の人権意識の高揚と資質能力の向上に努めること。特に、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、必要な教職員定数の確保や支援体制の確立、学校のバリアフリー化の促進を始めとした施設設備の整備等教育諸条件の維持・向上に努めること。
- 二、特別支援学校のセンター的機能が十全に発揮されるよう努めること。特に、幼稚園とともに保育所などの児童福祉施設、保護者等に対する支援にも万全を期するとともに、医療・福祉・労働等関係諸機関との連携にも努めること。
- 三、特別支援学校の教員免許状の取得促進を図るとともに、特別支援学校の教員免許状の在り方、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教員免許状における特別支援教育の扱いなどについても更に検討を進めること。
- 四、特別支援教育の開始により、新たに教育上の特別な支援の対象となる子どもについては、支援の場や方法などについて本人・保護者の意向を十分に聴取し、配慮するよう努めること。
- 五、就学先を指定するに際しては、事前に本人・保護者の意向を十分に聴取し、各学校の状況等を説明して理解が得られるよう努めることなど、相談機能の充実を図ること。また、就学先の指定について、手続の在り方を含め検討すること。
- 六、教材・教具の研究開発とその普及に努めること。特に、視覚障害者への拡大教科書の普及充実を図ること。
- 七、就学奨励費等、障害のある子どもへの支援措置に関しては、高等学校の拡大教科書の自己負担軽減など、必要な具体的支援を把握しつつ、総合的な検討を進めること。
- 八、障害者基本法に基づき、障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習を更に積極的に進めること。また、特別支援学級に関しては、対象となる子どもの増加、教育の困難性などに充分配慮した施設整備に努めるとともに、特別支援教室にできるだけ早く移行するよう十分に検討を行うこと。
- 九、障害をもつ生徒の卒業後の就労を促進するため、厚生労働省との連携を強化するとともに、職業体験教育や就労のための個別指導及び卒業後も継続した就労支援に努めること。
- 十、各般の施策の進捗状況を確実に把握し、政策評価を適切に行い、引き続き制度の改善に

努めること。また、政省令の改正に当たっては、国会における審議や障害者団体等の要望、専門家の意見などを踏まえるとともに、パブリックコメントなど適正な手続に従って見直しに努めること。

十一、障害に対する理解の促進と認識の共有を図るため、教職員、子ども、保護者、就労先、その他社会全体に対する普及啓発活動に努めること。

右決議する。

（2006年10月25日提出）